24455W=033313G

通知カードが11月中ごろから届きます!



通知カードが届いたらどうすればいいの?



家族全員分あるかどうか、 記載内容に間違いがないか チェック

直近で住所変更や、氏名の変更があ った方は要チェック!



勤務先にマイナンバーの 届出を行う

マイナンバーの利用が開始する平成 28年1月から、勤務先にマイナンバー の提出が求められます。通知カードは なくさないように大事に保管しましょ



個人番号カードの申請をする (希望者のみ)

申請は任意ですが、通知カードと一 緒に個人番号カードの申請書が届きま す。(申請は郵送だけでなくネットでも 可能です。)

個人番号カードは顔写真付きのICカ ードとして交付され身分証明として使 用できます。



その他

転居、転入などの場合には、通知カ ードの記載を変更する必要があります ので、届出の際には通知カードを必ず お持ちください。

国外への転出・死亡の場合は通知カ ードの返却をお願いします。

通知カードをなくした場合は再発行 できますが、再交付手数料 (500円) が かかりますのでご注意ください。

■問い合わせ 町民課 画893-1117

吾北総合支所 住民福祉課 圖867-2300 本川総合支所 住民福祉課 扁869-2112

徘徊高齢者家族支援事業を実施します

いの町に住民票を有する、徘徊のみられる認知症在宅高齢者の方(おおむね65歳以上)の家族の方を 対象に、**位置情報探索システム端末機の貸し出し**、及び**初期費用補助**事業を実施します。(オプション機 器及び導入後の費用は自己負担です。)

位置情報探索システムとは、GPS衛星や携帯電話基地局を利 用した位置情報端末機(発信機)を高齢者に携帯してもらうこ とで、徘徊により行方が分からなくなったときにコールセンタ ーやインターネットを通じて居場所を把握できるようにするた めのサービスです。

事業を利用するためには事前に申請が必要ですので、次の問 い合わせ先までご連絡ください。



■問い合わせ ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内) 面893-3810